

Title	史林(第七卷)
Sub Title	
Author	松本, 信廣(Matsumoto, Nobuhiro)
Publisher	三田史学会
Publication year	1923
Jtitle	史学 Vol.2, No.2 (1923. 2) ,p.105(265)- 107(267)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	大正十一年度雑誌主要論文 書評
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19230200-0105

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

べた如く、私は歴史に對しては門外漢であり、従つて歴史家の體験に對して理解の乏しきことは言ふまでもないが、現代我國の歴史家にとつて、以上の論文は重要な示唆と意義を含み居るのであると斷言することが出来る。しかしわれわれは、大正十二年度に於ては、是非共所謂「歴史家の體験淺からぬ斯學専門家の手になれる此の方面の研究論文の發表をば期待してゐたいと思ふ。所謂歴史専門家は、餘りに史實の末葉に走り過ぎ、己の學の土臺に横はれる一大謎に對して、餘りに無頓着に過ぎはしまいかと思ふ。(大正十一年十二月二十五日) (橋本 孝)

史 林 (第七卷)

新羅骨品考 (二號)

今 西 龍

日本の加婆禰(姓)と類似せる新羅の古代に於ける骨の性質を闡明したるもの、げだし古代新羅に於ては聖骨、眞骨、得難、五頭品、四頭品の五の骨品あり、その中聖骨は始祖より二十八王に至るまでの王の骨品であり、眞骨は中代下代の王の骨品、得難は之につき、五頭品四頭品は貴族末流の骨品であり、四頭品は下に於て平人百姓に接してゐる。博士はその骨族の發生に就て「家と云ふものの成立は氏姓の發生に先つこと勿論なるが法興王以前の新羅王の諸王は若し家といふ考を以て之を分てば三家若くは三家以上之を分つことを得べし。此家とても今日の如く産を別にし居住を異にするを以て家を分つものにあらざりしが如きを以て若し

今日の語を以てせば族と稱する方當れりといふべし。而して此家若くは族と稱すべき者が女系相續か男系相續か孰れの一に定まれる時代に於ては他家他族との區別は明瞭なれども新羅上代の如き男系相續の時代に入りながら猶ほ女系相續時代の名残を遺存するかと思はるゝ時代、男系と女系との間に輕重はありとも其差餘りに多大ならざりしかと思はるゝ時代に於て甲家と乙家と婚嫁によりて生ずる關係重複し家と家との區劃線を消失し二以上の家を併せて骨族なるものを生ずるものなり」と云はれ、更に又「社會進化論者が説く如く家族は女系より男系に移れるものなりとすれば此の過渡期は必ず女系及男系の混交せるものなりしこと必然なり。此過渡期に於ては骨なるものを現出すべし。女系時代には姓あり、過渡期に於ては骨となり更に男系時代に進みて姓となるものなり。支那に於て同姓の婚嫁を極端に忌諱するに至りしは生理上の實驗的智識より近親結婚を避くるに至りしなりと説く者あれど、事實を審査すれば此説の採るに足らざるを知るべし。思ふに是れ骨の組織を破壊して男系の姓を成立せしむるが爲めに外ならざるか、若くは骨の成立を防止せる手段に外ならざるべし。」と論じられてゐる。然しながら人類が果して皆母系制度を經過せりといふ假定が信賴すべきものなるや疑ふべき餘地多く、或論者は一民族が最初より父系なる場合がありうると論じてゐる。従つて博士の議論の證明せられんがためには新羅人が古代に於て母系制度を有したる確實なる證據を必要とするのである。又異族結婚の發生に就ても亦議論多く或民族は之を有するも或民族は全く之を有してゐない。支那民族が異族結婚を有するは此民族の本然の性質

なるべく博士の如く骨より姓へ移らんが爲の手段であるとか、或は骨發生の防止手段であるとは一概に認め難い。此點に就て博士の今一應の教示を賜はらんことを欲するものである。

清朝初期の繼嗣問題 (一號四二) 内藤虎次郎

清朝初期に於ては正妻、特に最後の正妻の子を以て繼嗣とするを常とし、太祖の崩御に當り、多爾袞が繼嗣たるべく定められしも、當時の國情は幼子を奉じて國主とするに適せず、正妻は殉死を強ひられ、太宗選ばれて國主となりしこと、太宗の崩御に當り、又紛糾起り、多爾袞に輿望集まりしも、一部軍人太宗の子を立てんと望みしが故に多爾袞ついに之に譲りし經緯を明かにす。

古代支那の鐵器に就て (二號一七三、三號三五〇)

松本文三郎

支那に於ける鐵器が歴史時代の初めより創まりしこと、鍼や、刀子や、大工道具、農具、武器、家什等の用途に供せられしことを述ぶ。

支那人を指すタウガス又はタムガジ

といふ稱呼に就て (四號五四四)

桑原 隲藏

西曆七世紀より十四世紀にかけて北塞西域の諸國民が支那人を呼びたるタウガス又はタムガジなる稱呼が唐朝を呼べる唐家子より

出でたるものにて大魏又は拓跋の音譯に非ざることを論證す。

細金細工に就て (四號五三一) 濱田耕作

フイリグラーの技術(金銀の細線織粒を以て織細な細工を裝飾品に試みるもの)がエジプトに發源し西はギリシヤ、伊太利からアイルランドまで東は、ギリシヤ人の一を経て、中央アシア、印度、支那、朝鮮、日本に及びしことを論ず。

已汝伴跋考 (四號五〇九) 今西龍

同氏の加羅疆域考の補正と見るべきもの、日本書紀繼體紀に現はれる已汝の地が全羅南道南原府にして伴跋は高靈を中心とせし大伽耶國の本名なる事を論證す。

南北合體條件に就きて (二號五七)

三浦周行

從來不明なりし南北朝合體の條件が、近衛家發見の義滿の文書により闡明せられしこと、即ち合體の議が、義滿の發議であり、御龜山帝は讓位の儀式をもつて神器を御小松帝に授け給ふべきこと、皇位は兩統迭立なるべきこと、諸國の國衛領は大覺寺統の管割に、長講堂領は持明院統の管割に屬すべきことが定められ、義滿は、その條件の遂行に必ずしも不忠實ならざりしが、義持に至り、全く之を願慮せず舊南朝の遺臣の失望を買ひしことを詳述し、南朝が最後まで「君臣の名分を正す」と云ふ理想に終始し武

家の不慮の壓迫に屈せず、遂に傲岸なる義満をして膝を屈して和を請はしめし態度を讃し、經濟事情をもつて一切の歴史的事實を説明せんとするマルクス學派を戒しめてゐる。

聖覺を中心としたる親鸞と法然

(二號一八一、三號三六一、四號五六一)

松本彦次郎

聖覺が貴族より出でたる宗教家でありながら新宗教に共鳴し、法然の宗教の集團には加はらざりしも思想上に於て法然の弟子たりしこと、親鸞は、此聖覺及び隆寛の思想の共鳴者なりしことを述べ、鎌倉時代の新宗教興隆の狀勢を描寫して躍如たらしむ。

後淡海宮御宇天皇論 (三號三七五、四號五八三)

喜田貞吉

天智天皇の崩御後壬申の亂を経て天武帝の即位に至るまでの間に元首の存在を認め、大日本史其他之を大友の皇子となすの背理を指適し、天智帝の皇后倭姫王なるべきことを論定し、壬申の亂は後淡海朝廷の臣僚が大海人東宮を排斥せんがため大友皇子を擁せしに原因し、その亂の結果、大友皇子は戰敗れ、後繼者はその間に於ける倭姫王の御在位も認めざるに至つたのであらうと述べてゐる。(松本信廣)

支那古代田制考

(上、一號、中、四號四八二) 橋本増吉

古代田制に關する支那日本歐洲の諸學者の研究を列擧し、之を縱横に批判し、服部博士が徹法の名議をもつて「民田の實際の收穫に就きて徵收するにより名づけて徹と云ふ。」と云へるに對し、博士は殷の助法を以て、「官に於て地に就きて民より斂めて官自ら之を運搬する法」とするのであるからその徵稅行爲に重きを置き、徵收の意義により徹法と命名すべしとせば博士の所謂周代の稅法よりも寧ろ所謂殷代の稅法の方がなほ一層その事實に適應すべきやと思はれる。然るに殷の稅法に助法の名を附し、周に至つて徹法の名を見るに至つた所以は何故であらうかと駁し、又加藤繁氏が、徹に治の意あり、治に科斂の意あるが故に徹にも亦科斂の意あるべし、場所の相違によりて三種の稅法が並び行はれ、その差違特色が人の注意を惹くに及びて周人はその租稅徵收の意に用ひた周の方言を其儘採つて徹法と名づけ、他はその稅法の内容によりて助法及び貢法と名づけたのであるとなすに對し、詩經公劉篇に見ゆる徹は徹法の實施を意味し、孟子の龍子の言に見ゆる治は地を掌理する意と解し得。加藤氏の徹法名義考はその根據なしと論駁し、其他徹法の名儀に就ての萬斯大の「取其三上下相通且通三乎夏殷之法也」と云ふ說、姚文田の「年々其の收穫を見積り、之に従つて稅高を定める法」といふ說、崔東壁、レッグ等の十夫共同耕作說、袁明善、ホルト等の國中及び郊外に於て貢助二法を通用せし事實を意味すると云ふ說、何れも信賴する能はず

東洋學報 (第十二卷)

書評